

城西大学別科細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 城西大学別科（以下「別科」という）は、今日の世界と日本の相互確認と理解を深めるため、日本語及び日本文化の研修を中心に、文化の個性性と関連性を把握する学際的な比較文化の研修を併せて行い、国際社会に貢献しうる人材の基礎を養うとともに、広く人類文化の発展に寄与することを目的とする。

(課 程)

第2条 別科に日本文化専修課程及び日本語専修課程を置く。

2 日本文化専修課程は、日本語及び日本文化の理解を軸に、諸外国文化との比較研修を行い、日本語及び日本文化を解する国際人を育成する。

3 日本語専修課程は、日本の大学に進学する目的を持った者に、日本語を体系的に学習させ、大学のカリキュラムを受講できる基礎的な能力を修得させる。

(修業年限)

第3条 別科の修業年限は、1年とし、在学年限は2年を超えることができない。

ただし、日本国内の他機関において1年以上の日本語研修を経ている日本語専修課程の学生については、その延長を認めない。

(学生定員)

第4条 別科の学生定員は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	収容定員	合 計
日本文化専修課程	20	20	70
日本語専修課程	50	50	

第2章 組 織

(教 員)

第5条 教員には、別科専任教員及び本学の教授・准教授及び助教を充てる。

2 前項のほか必要に応じて、他の教員を置くことができる。

(別科委員会)

第6条 別科には、別科委員会を置き、第5条第1項の別科専任教員及び別科兼担の本学の教授をもって組織する。

ただし、必要に応じて、別科兼担の本学の准教授以下の教員及びその他の職員を加えることができる。

2 別科委員会の委員長は、別科長がこれに当たり、委員会を招集し、その議長となる。

3 別科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、及び修了
- (2) 別科教育課程
- (3) 学習指導及び試験
- (4) 学生の補導及び賞罰

- (5) 教員の業績の審査
- (6) その他、(1)から(5)に準ずるもの

第7条 別科に関する事務は、別科事務室がこれに当たる。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年・学期及び休業日は、城西大学学則（以下「本学学則」という）を準用する。

第4章 授業科目の単位及び履修

(授業科目)

第9条 別科における授業科目の単位数の基準は、城西大学学則を準用する。

第10条 別科において開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第11条 履修する授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第12条 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の内容によっては、他の方法によることができる。

第13条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は、学期末に行う。

第14条 いずれの科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合は、当該授業科目の受験資格を失う。

ただし、病気または正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には、別に定める追試験を受けることができる。

第15条 各授業科目試験の成績は、S・A・B・C・Fの評価で表しS・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

第5章 修了等

第16条 各課程を修了するために、必要とされる最低単位数は、次のとおりとする。

日本文化専修課程 40単位

日本語専修課程 30単位

2 別科に1年以上在学し、別科の教育課程に従って授業科目を履修して、所定の単位を修得した者には、別科委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

第6章 入学・休学及び退学

(入学資格・志願・手続)

第17条 入学の時期は、学期の始めとする。

第18条 別科に入学することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又は、それに準ずると認められた者。

(2) 別科が行う選考によって合格した者。

(3) 日本語専修課程においては、日本国内の日本語教育機関での学習歴が本学入学時に1年未満とし、日本文化専修課程においては、国内の日本語教育機関での学習期間の上限は問わない。

第19条 入学を志願する者は、別科所定の手続によって願い出るものとする。

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学誓約書を添え所定の入学手続を完了しなければならない。

(休学)

第21条 病気その他やむをえない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を提出のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、その期間は、6カ月以内

とする。

第 22 条 休学者は、原則として、学期の始めでなければ復学することができない。

第 23 条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第 24 条 病気その他やむをえない事由により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第 7 章 入学検定料・入学金及び授業料等

第 25 条 入学検定料は、2 万 5 千円とする。

第 26 条 入学を許可された者は、入学金として 20 万円を納入しなければならない。納入の時期は所定の期日までとする。

第 27 条 授業料は、年額 32 万円とする。

納入の時期は、所定の期日までとする。

第 28 条 施設設備費は、年額 10 万円とする。

納入の時期は、所定の期日までとする。

第 29 条 一度納めた授業料及び施設設備費は原則として返還しない。

第 8 章 賞 罰

第 30 条 学生の賞罰については、本学学則を準用する。

第 9 章 雑 則

第 31 条 この細則に定めるもののほか、別科在学生に関し必要な事項は本学学則を準用する。

付 則 この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 前項の細則は、令和 6 年 4 月 1 日入学者より適用する。